

公募型プロポーザル方式による委託業者選定審査会の公告

社会福祉法人朝霞地区福祉会が運営する和光市ほんちょう保育園及び和光市にいくら保育園における給食業務委託に係る、公募型プロポーザル方式による保育園給食業務委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）について、次のとおり公告します。

令和6年9月30日

社会福祉法人朝霞地区福祉会
理事長 黒澤隆久

1 業務内容及び実施施設等

(1) 件名

和光市ほんちょう保育園及び和光市にいくら保育園給食業務

(2) 業務内容

契約書（案）、仕様書のとおり。（当法人ホームページより入手）

(3) 委託場所

和光市ほんちょう保育園（埼玉県和光市本町31-18）

和光市にいくら保育園（埼玉県和光市新倉1-36-2）

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2 審査会の参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県又は和光市の競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 公告日から審査会開催日までの期間に、埼玉県又は和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱等に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から審査会開催日までの期間に、埼玉県又は和光市の契約に係る暴力団排除措置要綱等に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 埼玉県内もしくは東京都に、本社、支社、営業所のいずれかを有すること。

3 参加資格確認の申請

(1) 提出物及び部数

この審査会に参加を希望する者は、次の書類を郵送または持参で提出すること。

- ア 公募型プロポーザル方式による委託業者選定審査会への参加資格確認申請書及び誓約書【1部】（当法人ホームページより入手）
- イ 令和5・6年度の埼玉県又は和光市競争入札の参加者登録がわかる通知書の写し等【1部】
- ウ 会社概要、パンフレット等【5部】

(2) 提出期間及び提出場所

- ア 提出期間 令和6年10月31日（木）16時まで（必着）
- イ 提出場所 和光市ほんちょう保育園
〒351-0114 埼玉県和光市本町31-18

(3) 申請結果の通知

参加資格確認の申請結果は、ファックスにより、令和6年11月6日（水）までに申請業者へ通知します。

4 提案書等の事前提出

(1) 提出物及び部数

上記3（3）にて「参加資格がある」と通知された者は、次の書類を郵送または持参で提出すること。

- ア 提案書【5部】（下記6の審査項目（1）～（5）について記載すること。）
- イ 見積書【1部】（消費税等を含む契約期間3年間の総額を記載。）

(2) 提出期間及び提出場所

- ア 提出期間 令和6年12月3日（火）16時まで（必着）
- イ 提出場所 和光市ほんちょう保育園
〒351-0114 埼玉県和光市本町31-18

5 審査会

(1) 日時等

- ア 日時 令和6年12月17日（火）もしくは令和6年12月18日（水）
午前中もしくは午後（時間帯は未定）。
15分前から建物内に、10分前から会場内に入室可能。
- イ 会場 和光市にいくら保育園
埼玉県和光市新倉1-36-2

- ウ 参加人数 3人まで
- エ 提案時間 提案20分間、質疑応答10分、計30分
- オ その他 審査会の日時等の詳細は、上記3(3)に記した参加資格確認の申請結果の通知にて通知します。

(2) 提案方法

- ア 下記6の審査項目についての実施方法や創意工夫点等を説明すること。
- イ 審査員側の資料は、上記3(1)及び4(1)に記した部数が事前提出されているので、当日の持参は不要。
- ウ プロジェクターによる提案は可。ただし、プロジェクター、パソコン、ケーブルは持参すること。スクリーンは当方にて用意しますが設営補助はしません。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、ファックスにより、令和6年12月27日(金)までに全ての参加業者へ通知します。原本は追って郵送します。

6 審査項目及び審査視点

(1) 保育園給食業務に対する考え方について

(保育園等での業務実績。乳幼児の健康増進。調理技術。情報共有。働きやすい環境づくり。当園の食育への協力。)

(2) 衛生管理体制について

(厨房内外の清掃、整理整頓。器具、食品の管理。従業員の衛生管理。感染症対策。検便。)

(3) 危機管理体制について

(食物アレルギーへの対応。食中毒、異物混入、誤食等への予防対策。事故発生時の対応。災害時の協力。)

(4) 従業員の研修体制について

(統括責任者などによる指導体制。研修体系。訓練。)

(5) 従業員の配置について

(各保育園への配置への考え方。常勤、非常勤のバランス。休暇制度、取得への対応。欠員が生じた場合の対応。)

(6) 栄養士業務の追加受託の可否について

(当方の栄養士が病気や欠員になったときに、変更契約を行った上で、当方の栄養士要綱における栄養士業務を短期または長期で担うことができるか。)

(7) 価格について

(見積書による。)

7 選考方法

- (1) 提出された提案書及び審査会当日の提案の内容等を、審査員が審査し、全審査員の総合点が最も高かった提案者を契約候補業者を選定します。
- (2) 全ての審査会参加業者に対して、審査の順位が記された文書を発行します。
- (3) その後、契約候補業者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整い次第、改めて見積書を提出していただき、当法人の理事会（令和7年3月開催予定）での承認後に、委託契約を締結します。
- (4) 契約候補業者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった業者と改めて協議を行い、契約締結に向けての交渉を行うこととします。

8 その他

- (1) 法人ホームページにおける公告の掲載期間は、令和6年12月13日（金）の正午までとします。それまでに、各様式のダウンロードも済ませておくこと。
【ホームページ URL】 <https://www.a-fukushikai.org/>
- (2) 質問の受け付けは、令和6年12月9日（月）の正午までとします。質問は所定の様式（当法人ホームページより入手）により、ファックスにて行うこと。回答は参加資格を得た全業者に、ファックスにて回答します。
【質問受付先】 担当： 和光市ほんちょう保育園 朝倉
FAX： 048-465-5887
- (3) 現地視察は、令和6年12月9日（月）までとします。希望する場合は、事前に電話にて日程調整をし、視察する人数、厨房内に入る際の衣服等（頭髪ネット、マスク、手袋）について確認すること。現地視察の際の質問も、基本的に上記8（2）の様式にて行うこととします。
【和光市ほんちょう保育園】 担当： 松本（施設長）
電話： 048-465-5200
【和光市にいくら保育園】 担当： 秋山（施設長）
電話： 048-463-2002
- (4) 提案に要する費用はすべて提案者の負担とします。
- (5) 提出した書類等の内容に虚偽、その他不適切な事項が発覚した場合には、直ちに失格とします。契約締結後も同様とします。
- (6) 従事者も必要に応じて給食等（仕様書別記7参照）をとることができます。食事代の徴収単価（現行）は「昼食300円、平日おやつ100円」です。平日夜食と土曜おやつは喫食不可。全員分を翌月末までに各園に振込等にてお支払いいただきます。
- (7) 従事者の通勤のための駐車場はございません。自己手配となります。自転車等の場合は、各園と調整の上、駐輪場を無料で使用可能です。